

令和 7 年度島根県獣医師修学資金募集要項

令和 7 年 4 月 1 日畜第 116 号

この制度は、将来島根県（以下「県」という。）職員として獣医師の業務に従事しようとする獣医学生に対し、修学資金を貸与することにより、県の職場において必要な獣医師の人材を確保し、もって県内の家畜衛生及び公衆衛生の充実を図ることを目的としています。

1 対象者

この制度は、獣医系大学において獣医学を履修する課程に在学する学生で、1 年生～6 年生までの学生を対象とします。

2 募集人数

2 名程度

3 修学資金の貸与額

1 月当たり 100,000 円（国公立大学に在籍している者）

1 月当たり 180,000 円（私立大学に在籍している者）

4 貸与期間

貸与期間は、修学資金の貸与を決定した月（知事が特に必要と認めた場合には、当該貸与を決定した月の属する年の 4 月）から、大学の獣医学課程を修了する月までとします。

ただし、正規の修業年限を超えることはできません。

5 修学資金貸与申請の受付

修学資金の貸与を希望される方は、事前にご連絡いただいたうえ、「島根県獣医師修学資金貸与希望調査票」に必要事項を記入し、島根県農林水産部畜産課にご提出下さい。

6 貸与者の決定

島根県獣医師修学資金貸与者選考審査会設置要領に従い、被貸与者を決定し、本人に通知します。なお、選考のため面接を実施します。

7 その他

詳細は、島根県獣医師修学資金貸与規則による。

附 則

1 この要項は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

問合せ・提出先

島根県 農林水産部 畜産課 担当：吉川・森脇

〒690-8501 松江市殿町 1 番地 TEL 0852-22-5137

E-mail: shimane-juishi@pref.shimane.lg.jp